

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書 令和6年 6月 27日 千葉県知事 熊谷 俊人 殿 提出者 〒290-0056 住 所 千葉県市原市五井5155 氏 名 医療法人芙蓉会 五井病院 理事長 川越 一男 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0436-25-5151	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人芙蓉会 五井病院
事業場の所在地	千葉県市原市五井5155
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	P-医療, 福祉
② 事業の規模	214床
③ 従業員数	330名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre>                     graph LR                         A[五井病院] --&gt; B[感染性廃棄物]                         B --&gt; C[委託処理 中間処理: 焼却]                         C --&gt; D[委託処分 (再生利用業)]                         C --&gt; E[委託処分 (最終処分)]                     </pre>

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
※院内組織図参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	97.39 t	t
	(これまでに実施した取組) ・患者の感染症の検診を徹底し、種別に応じ廃棄される物品の分別を徹底する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	97 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・上記内容を今後も継続。 ・リサイクルできる器具等を積極的に導入。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・鋭利物と固形物。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・鋭利物と固形物。 ・一般廃棄物及び産業廃棄物類の混入を限りなく防ぐ。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	t
	(これまでに実施した取組) ・感染性廃棄物という特殊な廃棄物のため、再生利用について行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・今後についても再生利用の予定はない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・自ら施設は設置していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・今後も施設を設置する予定はない。			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	t
	(これまでに実施した取組) ・感染性廃棄物の直接埋立は、妥当な処理ではないので行ってはいない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・今後もない。		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	97.39 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	97.39 t	t
	再生利用業者への処理委託量	4.5 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・中間処理後の残渣については、できる限り再生利用を要望。 ・専用の回収容器については再利用が不可能なので、リサイクル容器の利用を推進している。 ・環境負荷の少ない製品を積極的に導入。 ・病院機能評価に準じた廃棄物の取り扱い。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	97 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	97 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	5 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・職員の環境的意識の向上。 ・分別を徹底していく。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	97.39	t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト導入済		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

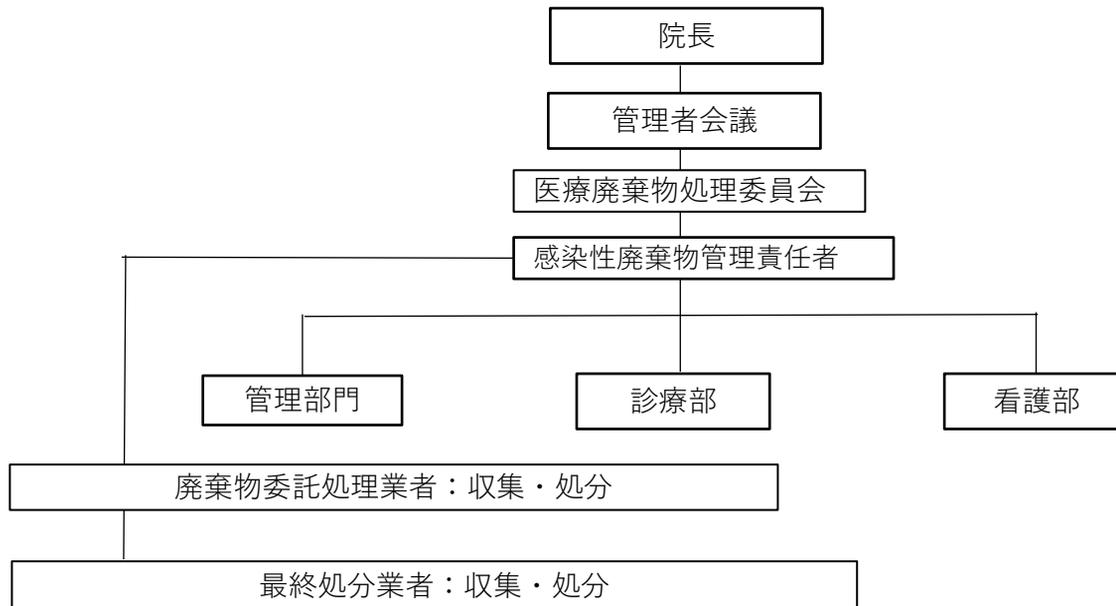
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

## 廃棄物管理組織・体制

(別紙2)

管理組織責任者	所属	医師	職	院長	
廃棄物担当組織名	組織名	医療廃棄物処理委員会		廃棄物担当組織人数	13人
	電話番号	0436-25-5151			
処理計画組織規定	名称	医療廃棄物処理委員会			
	概要	経営責任者	院長		
		処理計画総括責任者	臨床検査技師		
処理計画作成機関		医療廃棄物処理委員会			
処理計画への関与		処理計画を作成する			
権限		医療廃棄物処理に関する院内管理、指導			
責任範囲	医療廃棄物処理に関する計画、実行、管理				
情報管理方法	(廃棄物処理実態の把握方法) 院内管理回診、委託業者に処理状況を定期的に確認。 (保管・委託に関する情報管理) 保管記録、委託業者からの情報の管理を行う。				

### 産業廃棄物対策組織図



備考1. 処理計画組織規定の概要では、経営責任者、処理計画総括責任者、処理計画作成機関、処理計画への関与、権限、責任範囲等を明確にする。

備考2. 処理計画組織規定の情報管理方法には、廃棄物処理実態の把握方法、保管・委託に関する情報管理をどのように実施しているかを示す。